

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

福井市長 西行 茂

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	殿下地区(畠中、国山、千合、謡谷、ニツ屋、武周、風尾、大矢、尼ヶ谷、水谷、別畑、宿堂、西別所、白滝)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年5月 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である集落営農組織や認定農業者、個人経営体が担っているが、農業者の高齢化が進み、担い手の確保が課題となっている。水稲は高齢化のため生産管理する者がおらず、地域内の人に委託し管理を続ける事ができるかは不明である。地区内の人が高齢化等で亡くなるとともに農業栽培地はなくなると予想される。

【主要作物】水稲、飼料作物、果樹、その他野菜 千合、尼ヶ谷:果樹、その他野菜

【その他】地域の農地は傾斜地が多く圃場面積が小さいため、集積・集約化が難しい。また、鳥獣害の被害が大きくなっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である集落営農組織や認定農業者、各個人経営体が担っていく。地区外の認定農業者や新規就農者を積極的に受け入れる。尼ヶ谷:地区外の認定農業者や新規就農者の受け入れは検討していない。

【将来の主要作物】牧草、野菜、果樹の栽培を行っていく。畠中、国山、謡谷、ニツ屋、武周、風尾、大矢、水谷、別畑、宿堂、西別所、白滝:条件の良い農地で水稲の栽培を継続する。尼ヶ谷:条件の良い農地で野菜、果樹の栽培を行っていく。自家消費野菜のみ栽培していく。

【その他】西別所:ラジコン草刈り機の導入を検討している。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	68.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	46.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	21.5 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。農振農用地内の営農計画書のない農地は、粗放的な利用または保全管理を行う農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地を貸し出す際には集約化して貸し出すこととする。地域の一部の農地を2名の担い手が耕作し、放牧用農地として利用している。その他の農地は個人農家が管理しており、水稻の作付けの他、自家消費用の野菜の栽培や保全管理を行う農地が多い。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。水谷：現在一戸が担い手として対応してもらっているが、将来は予想できない。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用できないか検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="radio"/> ①鳥獣被害防止対策	-	<input type="radio"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="radio"/> ③スマート農業	-	<input type="radio"/> ④輸出	<input type="radio"/> ⑤果樹等
-	<input type="radio"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="radio"/> ⑦保全・管理等	<input type="radio"/> ⑧農業用施設	<input type="radio"/> ⑨耕畜連携	<input type="radio"/> ⑩その他	

【選択した上記の取組方針】

①集落周辺に防護柵を連携して設置していく。平成25年に殿下下四区鳥獣害対策協議会を設立し、地域ぐるみで電気柵等の維持管理や捕獲柵の見廻りや埋没の協力などを行っている。中山間地域等直接支払交付金を活用し、協定農用地への柵、ネットの設置等の対策を実施していく。鹿の被害も多く、防護柵も2m以上必要であり、果樹も新芽等の被害が多くなり、栽培困難であり、広域的な対応が必要である。③西別所：ラジコン草刈り機の導入を検討する。⑤畠中、千合、謡谷、二ツ屋、風尾、大矢、尼ヶ谷、宿堂、白滝：果樹等の栽培を行っていく。⑦武周：景観植物の栽培を行っていく。宿堂：牧草地の管理に取り組んでいる。西別所：放牧を行っていく。畠中、謡谷、二ツ屋、武周、風尾、大矢、尼ヶ谷、水谷、別畑、宿堂、白滝：営農・維持管理作業を請負う定年帰農者により、耕作放棄地を削減していく。⑧西別所：園芸用ハウスの建設を検討していく。⑨「農業を担う者」が、水田放牧に取り組んでいる。⑩直売所を活用した地産地消に取り組み、高齢者が生きがいを持って営農していく。今後も継続していく。

4 変更申請経歴

・非農地化証明による計画区域の農用地等面積の減少 1筆 (令和7年5月)